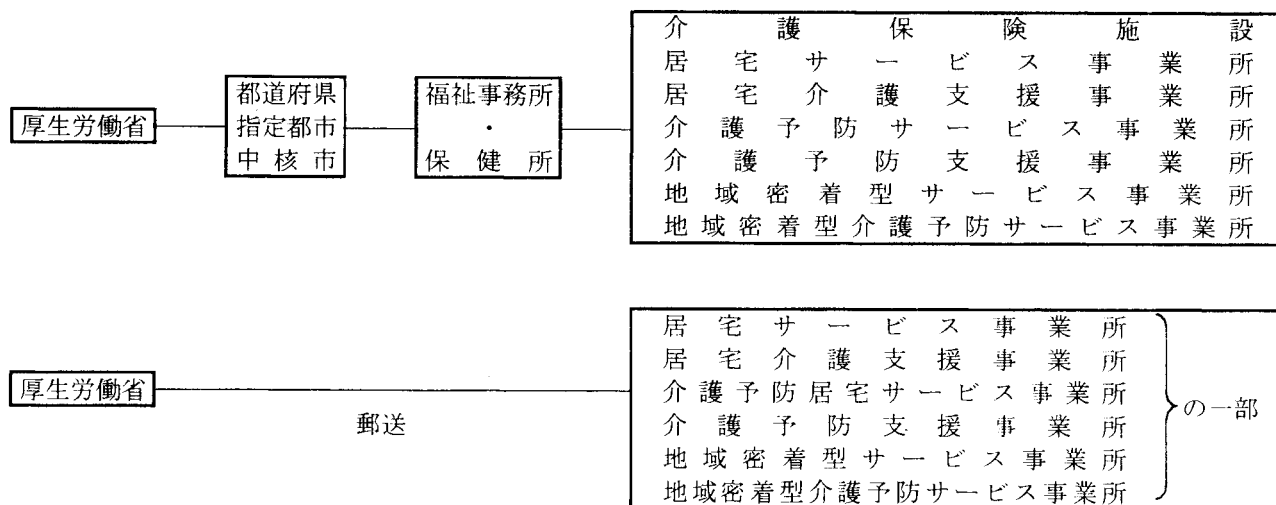


## 5 調査の方法及び系統

### (1) 調査の方法

介護保険施設、居宅サービス事業所等の管理者が調査票に記入する方式とする。

### (2) 調査の系統



## 6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。調査結果は「平成20年介護サービス施設・事業所調査結果の概況」及び「平成20年介護サービス施設・事業所調査」（報告書）として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) に掲載する。また、名簿については「平成20年介護サービス施設・事業所名簿」として速やかに公表する。

# 13 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査における民間委託の推進について

## 1 民間委託の進め方

平成20年度は、国直轄の郵送で実施している部分について、公共サービス改革法の対象調査として実施するとともに、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げるよう検討を行う。

平成21年度は、平成20年度における検討結果を踏まえ、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げ、公共サービス改革法の対象調査として実施する予定であり、平成20年度中に各都道府県(市)と事務の調整等を行う予定である。(参照：別添)

## 2 施設・事業所名簿の提供について

民間委託を進めた後でも、調査の対象施設・事業所を確定するためには、都道府県(市)で把握されている施設・事業所名簿の情報を提供していただくこととしている。

直近の施設・事業所名簿の情報を都道府県(市)から提供していただき、厚生労働省において名簿の更新を行うこととしており、本年4月中旬頃に事務連絡にてお願いする予定である。平成20年5月1日現在の施設・事業所名簿の情報を5月中旬までに提供願いたい。

なお、都道府県(市)におかれては、平成20年5月1日現在で確定した施設・事業所名簿をもとに、平成20年10月1日現在までの新設・廃止・異動等の情報により名簿の修正を行っていただき、従来と同様に調査をお願いします。

## 3 地方公共団体における留意事項

### (1) 民間委託に向けて

民間委託にあたっては、各都道府県(市)から様々なご意見をいただきながら、円滑な実施に向けて最大限の努力をすることとしている。しかしながら、次のような事態が生じた場合は、引き続き地方公共団体への委託を継続せざるを得ないこともあることをご承知願いたい。

- ① 公共サービス改革法による民間委託を図るため一般競争入札をしたが、応札者がいなかった場合。
- ② 予定価格より入札価格が高く、落札者がいなかった場合。
- ③ 民間委託により、調査の精度が著しく低下した場合。

### (2) 平成20年調査における調査票の回収状況等の把握について

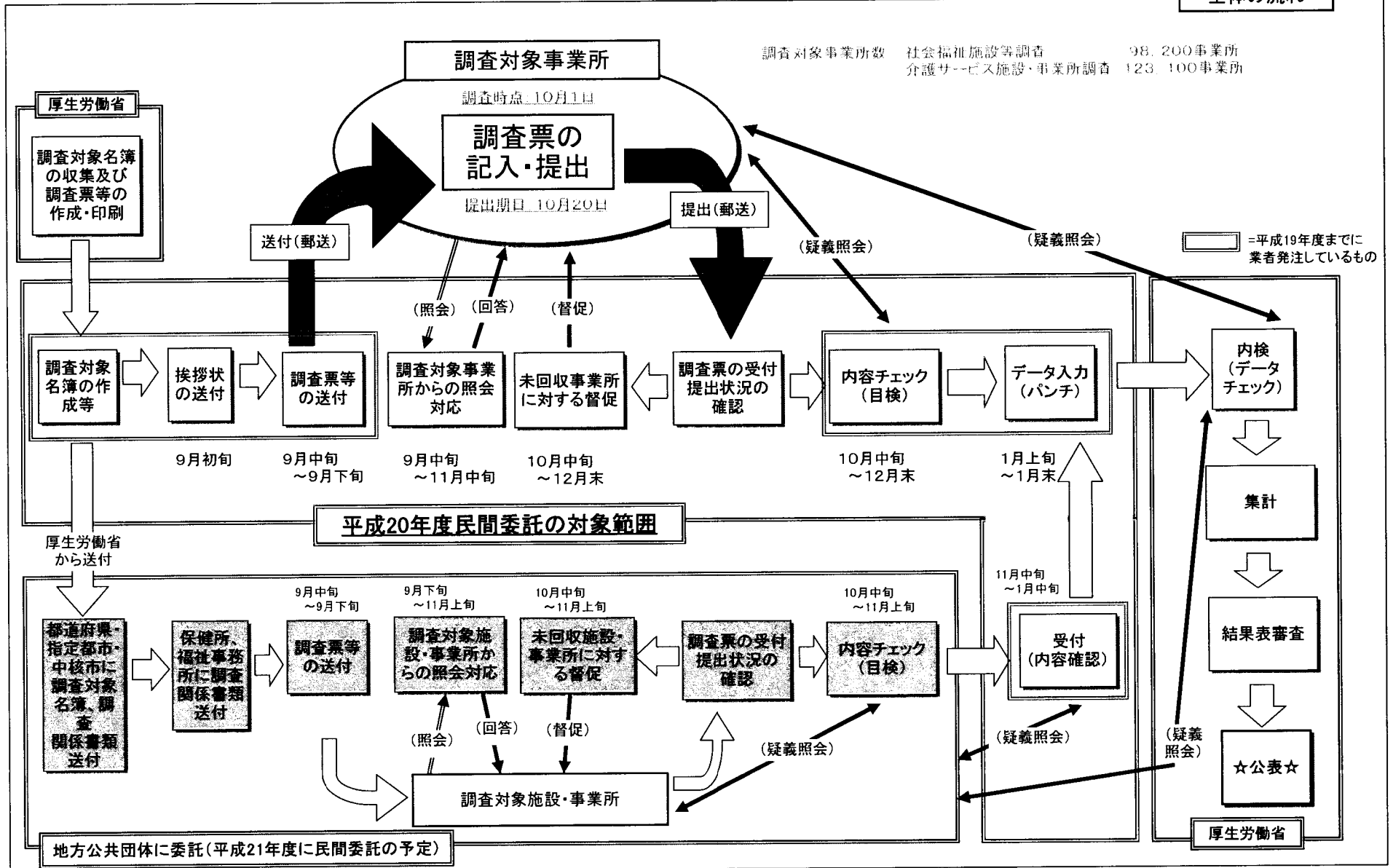
地方公共団体に委託している部分については、毎年ほぼ100%の回収率となっている。平成21年度以降もこの回収率を維持するため、各都道府県(市)におかれても、平成20年調査における調査票の回収状況の把握・分析、施設・事業所からの疑義照会、督促、内容確認等の状況の把握をお願いしたい。

### (3) 関係団体への調査協力をお願い

平成21年度以降も各関係団体への調査協力については、従来と同様に各都道府県(市)からお願いしたい。

— 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の流れ図(平成20年調査における実施方法) — 別添

全体の流れ



## 14 第7回21世紀成年者縦断調査 (国民の生活に関する継続調査) の概要 (案)

### 1 調査の目的

本調査は、調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の対象及び客体

平成14年10月末時点で20～34歳であった全国の男女（及びその配偶者）を対象とし、そのうち、第6回調査において協力を得られた者等（及びその配偶者）を客体とする。

### 3 調査の期日

平成20年11月5日

### 4 調査票の構成及び主な調査事項

- (1) 女性票……健康の状況、就業の状況、現在の就業意欲、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、配偶者の有無、子どもの状況、家計の状況
- (2) 男性票……健康の状況、就業の状況、現在の就業意欲、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、配偶者の有無、家計の状況
- (3) 配偶者票（女性用）……健康の状況、就業の状況、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、子どもの状況、家計の状況
- (4) 配偶者票（男性用）……健康の状況、就業の状況、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況

### 5 調査の方法及び系統

#### (1) 調査の方法

ア 調査員があらかじめ配布した調査票に被調査者が自ら記入し、密封したものを後日調査員が回収する。

イ 第1回調査以降に転出した者は、厚生労働省から郵送された調査票に被調査者が自ら記入し、郵送により厚生労働省に提出する。

#### (2) 調査の系統

ア 厚生労働省 ―― 都道府県 ―― 保健所 ―― 調査員 ―― 被調査者  
   ┌ 保健所設置市 ┐  
  └ 特別区             ┘

イ 厚生労働省 ―― 被調査者  
                                  郵送

### 6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。調査結果は「第7回21世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）の概況」及び「第7回21世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）」（報告書）として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)に掲載する。

# 15 第4回中高年者縦断調査 (中高年者の生活に関する継続調査)の概要(案)

## 1 調査の目的

本調査は、団塊の世代を含む全国の中高年者世代の50歳から59歳の男女を追跡して、その健康・就業・社会活動について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画、実施、評価のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象及び客体

平成17年10月末現在に50～59歳であった男女を対象とし、そのうち、第3回調査において協力を得られた者等を客体とする。

## 3 調査の期日

平成20年11月5日

## 4 調査の事項

家族状況、健康状況、就業状況(資格、能力開発等を含む。)、社会活動、住居・家計状況 等

## 5 調査の方法及び系統

### (1) 調査の方法

- ア 調査員があらかじめ配布した調査票に被調査者が自ら記入し、密封したものを後日調査員が回収する。
- イ 第1回調査以降に転出した者は、厚生労働省から郵送された調査票に被調査者が自ら記入し、郵送により厚生労働省に提出する。

### (2) 調査の系統

ア 厚生労働省 ——— 都道府県 ——— 保健所 ——— 調査員 ——— 被調査者  
  └─ 保健所設置市 ─┘  
  特 別 区

イ 厚生労働省 ——— 被調査者  
  郵送

## 6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。調査結果は「第4回中高年者縦断調査(中高年者の生活に関する継続調査)の概況」及び「第4回中高年者縦断調査(平成20年)」(報告書)として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)に掲載する。

## 16 21世紀出生児縦断調査の概要（案）

### 1 調査の目的

本調査は、同一客体を長年にわたって追跡する縦断調査として21世紀の初年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の対象及び客体

全国の2001年に出生した子を対象とし、1月10日から17日の間及び7月10日から17日の間に出生した子を調査の客体とする。

### 3 調査の期日

1月出生児 毎年1月18日

7月出生児 毎年7月18日

### 4 調査の事項

家族構成、学校生活の様子、放課後の様子、起床・就寝時間、食事の様子、負担や悩み、父母の就業状況 等

### 5 調査の方法

調査票の配布、回収は、厚生労働省と調査客体のいる世帯と往復郵送方式により行う。

### 6 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。調査結果は「21世紀出生児縦断調査結果の概況」及び「21世紀出生児縦断調査」（報告書）として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) に掲載する。

(参考)

統社発第1205001号  
平成19年12月5日

各都道府県 保健統計主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部  
社会統計課長

中高年者縦断調査の実施に係る調査票の不適切な処理  
及び該当者名簿の紛失について（通知）

厚生労働統計調査につきましては、平素から格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、中高年者縦断調査の実施に当たり、別紙「中高年者縦断調査の実施に係る保健所職員による調査票の不適切な処理及び調査員による該当者名簿の紛失について」のような事例が判明いたしました。

今回の事例は、統計データの信頼と正確性を著しく損ねるとともに、国及び都道府県等の個人情報取り扱いに対する被調査者の信頼を損ないかねないものです。特に、縦断調査は毎年同じ被調査者に対し継続的に調査を行うものであり、その影響は単年度に留まらず将来に渡ることから他の調査以上に深刻です。

貴都道府県におかれましては、統計関係職員に対し統計データの重要性を重ねて周知徹底いただくとともに、複数の職員が携わることによる相互チェックを図る等、調査票の不適切な処理の防止に努められるとともに、個人情報の取り扱いについては厳重に行うようお願いいたします。

また、調査関係事務処理において適切な処理が行われているか、重ねて点検いただきますようお願いいたします。

なお、指定都市市長、中核市市長及び保健所を設置する市区（指定都市及び中核市を除く）の市区長に対する連絡につきましては、貴職からよろしくお取り計らい願います。

中高年者縦断調査の実施に係る保健所職員による調査票の不適切な処理及び調査員による該当者名簿の紛失について

- 1 平成18年「第2回中高年者縦断調査」（調査日：平成18年11月1日）の実施に当たって、保健所において不適切な処理が行われたもの。

不適切な処理の概要

- (1) 当該調査は、調査の対象となった世帯員（以下「調査対象者」という。）に調査員が調査票を配付し、調査対象者が調査票の作成を行うところ、調査員の確保ができなかったことから、調査対象者に調査票を配付せず、無断で担当職員が調査票の作成（2地区、37名分）を行い、厚生労働省へ提出したもの。
- (2) また、調査票の配付を行う調査員に対しては調査員手当が支給されることとなるが、担当職員が調査票の作成を行った地区については、隣接地区を担当した調査員が実施したこととして県への報告を行い、隣接地区の調査員へ併せて支給を行ったもの。

- 2 平成19年「第3回中高年者縦断調査」（調査日：平成19年11月7日）の実施に当たって、調査員が該当者名簿（1枚、4名分）を紛失したもの。



## 17 平成20年国民生活基礎調査の概要

### 1 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

### 2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、平成17年国勢調査区から層化無作為抽出した1,088地区内のすべての世帯（約5万世帯）及び世帯員（約15万人）を調査客体とする。

所得票については、前記の1,088地区に設定された単位区から無作為抽出した500単位区内のすべての世帯（約1万5千世帯）及び世帯員（約4万5千人）を客体とする。

（注：「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。）

### 1 調査の期日

世帯票 …… 平成20年6月 5日（木）

所得票 …… 平成20年7月10日（木）

（注：所得については、平成19年1月1日から12月31日までの1年間の所得を調査する。）

### 4 調査事項

世帯票 …… 世帯員数、単独世帯の状況、5月中の家計支出額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、傷病の状況、公的年金・恩給の受給状況、就業状況、公的年金の加入状況等

所得票 …… 所得の種類別金額、所得税等の額、社会保険料額、生活意識の状況等

### 5 調査の方法

(1) 準備調査については、調査員が平成17年国勢調査区要図に基づいて、受持ち調査地区を巡回し、調査地区要図及び調査世帯名簿を作成する。

(2) 世帯票は、あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収する。所得票は、調査員が世帯を訪問し、面接聞き取りの上、調査を実施する。

## 6 調査の系統

### (1) 世帯票

厚生労働省 — 都道府県 — 保健所 — 指導員 — 調査員 — 世帯  
└保健所設置市┐  
  特別区

### (2) 所得票

厚生労働省 — 都道府県 — 福祉事務所 — 指導員 — 調査員 — 世帯  
└市・特別区及び福祉┐  
  事務所を設置する町村

## 7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。

調査結果は「平成20年国民生活基礎調査の概況」及び「平成20年国民生活基礎調査（報告書）」として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) に掲載する。

# 18 平成20年国民生活基礎調査試験調査の概要

## 1 調査の目的

本調査は、これまで調査員が世帯を訪問し、面接聞き取りの上、調査票に記入する他計方式で行ってきた国民生活基礎調査所得票について、調査員があらかじめ配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する自計方式で行うことが可能かを検証すること（所得票自計化試験調査）、また、時期や調査経路を分けて実施してきた国民生活基礎調査の5種類の調査票を同時実施した場合、調査票への回答に影響があるか、さらに、不在世帯等に対して郵送回収を導入することに問題があるかを検証すること（全票同時実施試験調査）の二つの試験調査を行い、今後の国民生活基礎調査の企画に反映させることを目的とする。

## 2 調査の対象及び客体

### (1) 所得票自計化試験調査

平成17年国勢調査区のうち、平成20年国民生活基礎調査が実施される調査区から、地域、人口規模、所得票や国民生活基礎調査の後続調査の非実施調査地区であることなどを考慮して有意に抽出した15都府県3市（岩手県、宮城県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都、石川県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、山口県、徳島県、福岡県、宮崎県、札幌市、神戸市、北九州市）から、無作為に抽出した25調査区内の全ての世帯（約1,250世帯）及び世帯員（約3,750人）について行う。

### (2) 全票同時実施試験調査

世帯票、健康票、所得票、貯蓄票については、平成17年国勢調査区のうち、平成20年国民生活基礎調査が実施されない調査区から、地域、人口規模などを考慮して有意に抽出した15都府県3市（岩手県、宮城県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都、石川県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、山口県、徳島県、福岡県、宮崎県、札幌市、神戸市、北九州市）から、無作為に抽出した25調査区内の全ての世帯（約1,250世帯）及び世帯員（約3,750人）について行う。

介護票については、上記25調査区内の介護保険法の要介護者及び要支援者について行う。

## 3 調査の期日

平成20年7月10日（木）

## 4 調査事項

### (1) 所得票自計化試験調査

所得票 : 性別、出生年月、所得の種類別金額、所得税等の額、社会保険料額、生活意識の状況等

## (2) 全票同時実施試験調査

世帯票  
健康票  
介護票  
貯蓄票

平成19年国民生活基礎調査で用いた調査票と同じ  
(ただし、世帯票については「教育」を追加する。)

所得票 : 前記所得票自計化試験調査における所得票と同じ

## 5 調査の方法

### (1) 所得票自計化試験調査

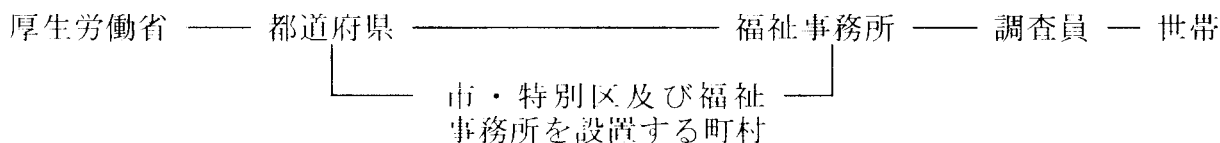
あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日調査員が回収する。  
なお、回収時に調査員が調査票の記載内容を審査し、記入漏れや記入誤りがあった場合には、聞き取りによりそれを補完する。

### (2) 全票同時実施試験調査

あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日調査員が回収する。  
その際、健康票、所得票、貯蓄票は密封回収とする。  
なお、調査票回収時に不在であった世帯に対しては、郵送回収とする。

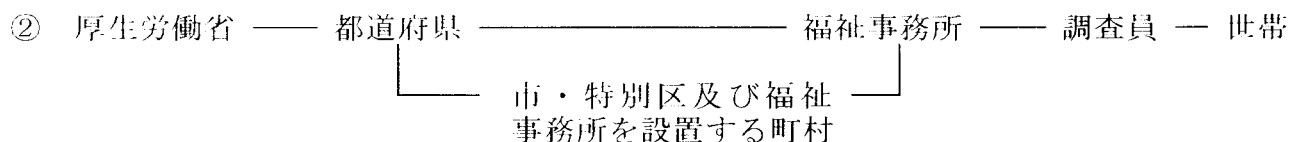
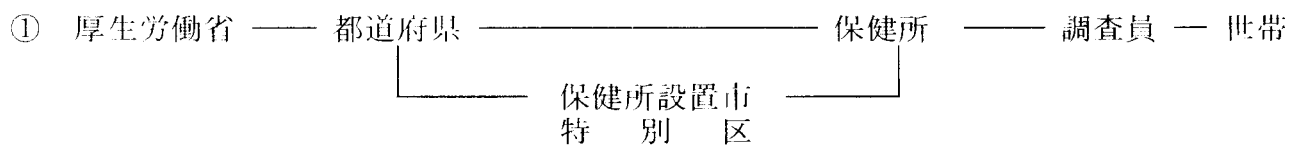
## 6 調査の系統

### (1) 所得票自計化試験調査



### (2) 全票同時実施試験調査

調査を担当する県・市の意向により、下記のいずれかの経路で行う。



## 7 集計及び結果の公表

集計は厚生労働省大臣官房統計情報部から業務を受託した民間事業者が行う。  
結果は内部資料として利用し、公表しない。

## 19 平成20年所得再分配調査の概要（案）

### 1 調査の目的と沿革

所得再分配調査は、社会保障制度及び租税制度による所得再分配の状況や所得再分配による所得格差の変化の実態を明らかにし、社会保障制度が国民生活にどのように機能しているかを確認し、厚生労働行政の企画立案のための基礎資料を得ることを目的とする。

この調査は、昭和37年に社会保障水準基礎調査の名称で実施したのが最初で、昭和42年と47年に所得再分配調査として調査を行った後、昭和50年からは3年周期で行っている。

### 2 調査の対象

平成20年国民生活基礎調査で設定された単位区から無作為に抽出した500単位区内のすべての世帯及び世帯員を客体とする。

### 3 調査の実施日

平成20年7月10日（木）から8月9日（土）までとする。

### 4 調査事項

性、出生年月、拠出金（生命保険・損害保険の掛金、税金等）、受給金（生命保険・損害保険の保険金）、医療の受療状況、介護の給付状況、保育所の利用状況

### 5 調査の方法

あらかじめ調査員が配付した調査票に、世帯主又は世帯の実情をよく知っている世帯員が記入し、後日、調査員が回収する。

### 6 調査の系統

厚生労働省 — 都道府県 — 福祉事務所 — 調査員 — 世帯員

┌ 市・特別区及び福祉  
│ 事務所を設置する町村  
└

### 7 集計及び結果の公表

厚生労働省政策統括官付政策評価官室にて集計を行い、その結果は、「平成20年所得再分配調査結果」として公表する。

# 20 2008年社会保障・人口問題基本調査 (『第4回全国家庭動向調査』) 概要(案)

国立社会保障・人口問題研究所

## 1 調査の目的

国立社会保障・人口問題研究所では「社会保障・人口問題基本調査」の枠で5種類の調査を継続して実施しており、2008(平成20)年は「全国家庭動向調査」の実施年にあたっている。本調査は1993(平成5)年の第1回調査からこれまで3回の調査を実施し、わが国における家庭動向を全国規模で把握しうる唯一の調査として、他の公式統計では捉えることのできない「出産・子育て」、「老親の扶養・介護」をはじめとする家庭機能の実態や変化要因を明らかにしてきた。

人口の少子・高齢化が急速に進展する中で、こうした社会変動が家族の状態に強く依存しているため家族変動の視点を抜きにこの問題を語れない状況に至っている。わが国の家族は、単独世帯、夫婦世帯の増加、女性の社会進出による共働き世帯の増加などその形態が大きく変化している。同時に、家族はその形態とともに機能も変化している。この家庭機能の変化は、家庭内における子育て、介護等のあり方に大きな影響を及ぼすだけでなく、社会制度全般に多大な影響を与える。このように、子育てや高齢者ケアなどの社会サービス施策の重要性が高まるなかで、わが国家族の構造や機能の変化、それに伴う出産・子育てや扶養・介護の実態、およびその変化要因を継続的経年的に観察、分析することがますます重要になっている。

2008(平成20)年に実施する第4回調査においては、大きく変化しつつある家庭機能の動向を見極めるとともに、その関連要因と変化メカニズムを究明することが目的である。また、近年、結婚後の出産・家族形成の変化と少子化の関連についての重要性が強く指摘されるようになってきており、とくに、ワーク・ライフ・バランスの問題や男性の家事・育児参加については、日本の少子化対策の戦略的中心の一つにもなっている。こうした点をふまえ、家族の実態と変化要因、家族意識を正確に把握し、関連諸施策の立案、策定の基礎資料を提供する。

## 2 調査の対象および客体

本調査は、平成20年国民生活基礎調査で設定された調査地区内より無作為に抽出した300調査区のすべての世帯を調査対象とする。

## 3 調査の期日

平成20年7月1日を調査期日とする。

## 4 主な調査事項

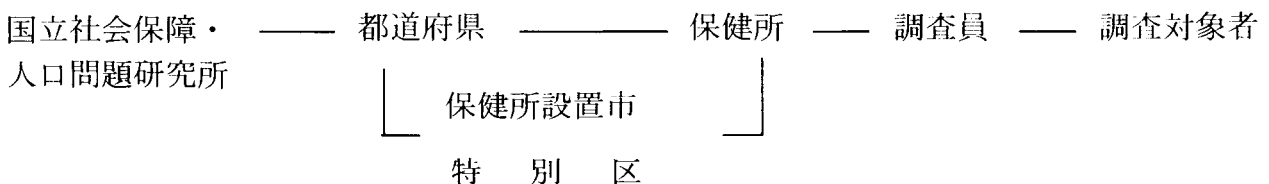
(1) 夫婦の人口学的・社会経済的屬性

- (2) 両親、子どもに関する事項
- (3) 出産・育児、扶養・介護に関する事項
- (4) 日常生活でのサポート資源に関する事項
- (5) 夫の家事・育児に関する事項
- (6) 夫婦関係に関する事項
- (7) 子どもや家族に関する考え方（意識）に関する事項
- (8) 資産の継承に関する事項

## 5 調査の方法

この調査は、国立社会保障・人口問題研究所が厚生労働省大臣官房統計情報部、都道府県・保健所を設置する市・特別区および保健所の協力を得て実施する。記入・回収は、配票自計・密封回収方式によって行う。

## 6 調査の系統



## 7 結果の集計および公表

国立社会保障・人口問題研究所がこれを行い、平成21年11月頃公表予定。